

# 徳島県個人情報保護審査会答申第69号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

平成28年10月17日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日（公開質問書）H〇. 〇. 〇日（公開質問書）に対する H〇. 〇. 〇日付けで県が私に回答した 産業交流部（回答しない）〇〇〇，農業基盤課（回答できない）〇〇〇，農山漁村振興課（〇〇〇）指導するところは、県民局（産業交流部）であると回答した理由の分かる書類。県土は回答した書類添付する。」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成28年10月31日、実施機関は、本件請求のうち「農山漁村振興課（〇〇〇）指導するところは、県民局（産業交流部）であると回答した理由の分かる書類」の部分に対して、当該文書を作成しておらず、個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年11月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年3月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

本来台風○号による氾濫に関する原因を、国・県に尋ねたものであり、国土交通省・農水省と県の担当課・県土・那賀農林・にぎわいづくり課は、何らかの回答及び伺い書類と協議した書類を出しているが、この度 県は「回答しない」と決定した、課の決定した伺い書類が無いのは可笑しい。これら行為は正に、「枉法行為」其のものです。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報、平成○年○月○日と○月○日に審査請求人が県に提出した公開質問書の件で、平成○年○月○日に県庁監察課（情報公開・個人情報の総合窓口）において、農山漁村振興課の担当者が審査請求人に対して、「○○○土地改良区を指導するところは、南部総合県民局産業交流部（阿南）である」とした理由の分かる書類」と推察される。

請求内容にある○月○日付け公開質問書（以下「本件公開質問書1」という。）の内容については、県の○○○土地改良区への監督指導状況に関するものであり、○月○日付け公開質問書（以下「本件公開質問書2」という。）の内容については、平成○年の台風による水路の氾濫に対して、国県市の管理状況を質問したものである。

本件公開質問書2の内容については、本件公開質問書1にも、一部、同様の記載があるが、当該水路は○○○土地改良区の受益地内の水路であり、本件公開質問書1と同様に、○○○土地改良区に関することであった。

○○○土地改良区の指導に関する権限は、南部総合県民局産業交流部（阿南）にあることから、農山漁村振興課の担当者は、「○○○土地改良区を指導するところは、南部総合県民局産業交流部（阿南）である。」と回答したものである。

農山漁村振興課においては、県の業務分担を説明したのみであり、回答した理由の分かる書類については、作成した事実はないことから存在しない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報は保有していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

###### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「H○. ○. ○日（公開質問書）H○.

○. ○日（公開質問書）に対する H○. ○. ○日付けで県が私に回答した 産業交流部（回答しない）○○○，農業基盤課（回答できない）○○○，農山漁村振興課（○○○）指導するところは，県民局（産業交流部）であると回答した理由の分かる書類。県土は回答した書類添付する。」であるが，請求内容にある南部総合県民局産業交流部（阿南），農業基盤課及び農山漁村振興課のそれぞれに対し，開示請求が行われている。

本件請求は，農山漁村振興課に対して行われたものであることから，審査請求人が開示を求めている保有個人情報，審査請求人が県に提出した本件公開質問書1及び本件公開質問書2に対し，平成○年○月○日に農山漁村振興課の担当者が，「○○○土地改良区を指導するところは，南部総合県民局産業交流部（阿南）である」と回答した理由の分かる書類と解される。

## (2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的の妥当性について

実施機関の説明によると，平成○年○月○日に県庁監察課（情報公開・個人情報の総合窓口）において，農山漁村振興課の担当者が審査請求人に対応した際に，本件公開質問書1及び本件公開質問書2の内容については，○○○土地改良区に関することであったため，○○○土地改良区の指導に関する権限は，南部総合県民局産業交流部（阿南）にあることから，「○○○土地改良区を指導するところは，南部総合県民局産業交流部（阿南）である。」と審査請求人に回答したとのことである。

審査請求人は，「「回答しない」と決定した，課の決定した伺い書類が無いのは可笑しい。」と主張するが，農山漁村振興課の担当者は，○○○土地改良区の指導に関し，県の業務分担を説明したのみとのことから，回答した理由の分かる書類については，作成していないとする実施機関の説明に，特段，不合理な点はない。

以上により，本件請求に係る保有個人情報について，不存在的を理由として行った本件決定は妥当である。

## 2 結論

当審査会は，本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月30日	諮 問
11月30日	審 議（第96回審査会）
平成30年 1月11日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議

	(第97回審査会)
5月15日	審 議 (第100回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者